

戦没者の遺骨収集事業の実施状況等に関する報告書

令和3年6月8日
厚生労働省

戦没者の遺骨収集事業の実施状況については、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」（平成28年法律第12号。以下「法」という。）に係る平成28年2月18日参議院厚生労働委員会附帯決議において、定期的に参議院厚生労働委員会に報告を行うこととされている。

この附帯決議を受け、令和2年度の戦没者の遺骨収集事業の実施状況等について、以下報告する。

I. 戦没者の遺骨収集事業のあり方の見直しに係る対応状況等について

第1 戦没者の遺骨収集事業のあり方の見直しに係る対応状況について

- 戦没者の遺骨収集事業において、日本人ではない遺骨が収容された可能性が指摘されながら、長年に渡り適切な対応が行われてこなかった事例を受け、厚生労働省は、「戦没者の遺骨収集に関する有識者会議」（以下「有識者会議」という。）からの提言等を踏まえ、令和2年5月に、今後の遺骨収集事業のあり方及び実施体制の整備についての方針（「戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直しについて」（令和2年5月21日公表））をとりまとめ、これに基づく取組を進めているところである。
- 令和2年7月には、厚生労働省社会・援護局に、遺骨の科学的な鑑定や鑑定に関する研究等を行う「戦没者遺骨鑑定センター」を立ち上げた。
令和2年度は、戦没者遺骨の鑑定方法の見直しや新たな鑑定技術の活用等について議論を行うために、専門的知識を有する者で構成された「戦没者遺骨鑑定センター運営会議」（以下「運営会議」という。）を2回開催し、当面の検討課題やDNA鑑定の進め方、遺骨の所属集団の判定方法等について議論を行った。
センターでは、速やかにかつ計画的に遺骨の鑑定を進められるよう、引き続き、鑑定体制の強化を図っていくこととしている。
- 遺骨収容のプロセスに関しては、日本人の遺骨である蓋然性が高い場合に、DNA鑑定用の検体（遺骨の一部）を採取し持ち帰り、他の部位は未焼骨のまま現地で保管する等の抜本的な見直しを行うこととし、その内容を「戦没者遺骨収集等における手順書」に反映させ、令和2年9月に有識者会議に報告の上、改定を行った。
- 遺骨鑑定のプロセスに関しても抜本的な見直しを行い、これまで行っていた身元特定のためのDNA鑑定に加えて、所属集団の判定を行うこととした。運営会議の下で、専門的知識を有する者で構成された「所属集団判定会議」を令和2年度に4回開催し、日本人の遺骨であるかどうかの判定の基準についての検討等を行うとともに、所属集

団の判定を行った。

また、身元特定のためのDNA鑑定についても、運営会議の下で、専門的知識を有する者で構成された「身元特定DNA鑑定会議」を令和2年度に5回開催し、鑑定結果の確認を行った。

- この他、社会・援護局の担当審議官の下で「遺骨収集事業統括チーム」会合を開催し、事業の進捗管理の徹底や課題の共有等を行うとともに、令和2年9月及び12月に開催された有識者会議において、ネガティブ情報を含めた遺骨収集事業の実施状況等を報告する等、事業のガバナンスの強化及び積極的な情報公開に努めている。

さらに、遺骨の鑑定に関する外部専門家の登用や、遺骨の形質やDNA鑑定、遺骨収集の手順、心得等に関する職員研修を実施するなどの取組を行っている。

第2 事業の実施状況について

- 令和2年度から集中実施期間の後半5年間を迎えるにあたり、政府一体となって遺骨収集事業の取組をより一層推進するため、令和元年12月に、「戦没者の遺骨収集の推進に関する関係省庁連絡会議」を開催し、「戦没者遺骨収集推進戦略」を決定している。

令和2年度は、当該戦略に基づき定めた「令和2年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」（以下「令和2年度実施計画」という。）において、戦没者の遺骨収集を実施する地域における現地調査の派遣回数を令和元年度と比較してほぼ倍増させる計画の下で事業を実施することとしていた。

- しかし、新型コロナウイルス感染症の影響により、関係国において入国が困難な状況であったこと等により、令和2年度実施計画のとおり事業を実施することができなかった。

実施を見合わせた派遣については、新型コロナウイルス感染症の感染状況を踏まえ、速やかに再開できるよう、関係国政府との協議等を引き続き行い、令和3年度に実施することとしており、「令和3年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画」（別添）に沿って、事業を推進することとしている。

Ⅱ. 令和2年度の戦没者の遺骨収集事業実施実績について

第1 指定法人の事業計画の策定及び指導監督等

- 厚生労働省は、一般社団法人日本戦没者遺骨収集推進協会（以下「指定法人」という。）が令和2年度に行う業務について、令和2年2月に「令和2年度戦没者の遺骨収集等実施指針」を策定し、指定法人は、同指針の内容に即して事業計画書を作成し、同年3月に厚生労働省に提出した。

厚生労働省は、令和2年4月に指定法人と委託契約を締結し、同月から、事業計画に基づき、指定法人による令和2年度の戦没者の遺骨収集に関する活動が開始された。新型コロナウイルス感染症の影響により、海外での事業の実施は困難であったが、指定法人は事業計画書の変更を行うとともに、職員研修の強化等の取組を行った。

- 指定法人は、法第12条第3項の規定に基づき、毎事業年度終了後、事業報告書及び収支決算書を厚生労働大臣に提出することとされており、令和元年度の事業報告書及び収支決算書は令和2年6月に厚生労働大臣に提出された。

- 厚生労働省は、令和2年8月に、令和元年度における指定法人の業務運営や会計事務、遺骨収集事業等について指導監査を実施した。この結果等を踏まえ、同年12月に有識者会議を開催し、令和元年度の遺骨収集事業の実施状況等について、学識経験者や法律・会計の専門家等の第三者から意見及び助言をいただいた。

第2 情報の収集等

- 「戦没者の遺骨収集の推進に関する基本的な計画」（平成28年5月31日閣議決定）では、集中実施期間において、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査といった、戦没者の遺骨収集に必要な情報の収集に集中的に取り組み、それらの情報等をもとに戦没者の遺骨収集を実施することとされている。

1. 米国で保管されている資料の取得並びに情報の精査及び分析

- 令和2年4月に機密指定が解除された米国海軍資料館（米国海軍工兵博物館）で保管されている全ての文書について、資料の取得並びに情報の精査及び分析を行うこととしていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、資料の取得に向けた派遣を中止し、令和3年度に延期することとした。

2. 現地調査

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度に実施予定であった現地調査を中止し、令和3年度に延期することとした。

第3 戦没者の遺骨収集等

- 戦没者の遺骨収集については、今次の大戦の交戦国の国立公文書館等に所蔵されている文書等の収集や現地調査によって収集した情報等に基づき、厚生労働省の指導監督の下、指定法人が、必要に応じて現地の事情に精通した者や専門的な知見を有する者など各種の民間団体等の協力を得ながら実施している。
- 指定法人が、東京都小笠原村硫黄島（以下単に「硫黄島」という。）へ3回の派遣を行い、46柱の遺骨を収容した。
 この他、キリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁において米国国防総省捕虜・行方不明者調査局（DPAA）が収容し、日本人遺族との間で身元が特定され、厚生労働省が受領した2柱、厚生労働省が沖縄県に委託して収容した57柱（注：古墓由来の遺骨かどうかを確認中であるため暫定値）を含め、令和2年度の遺骨収容数は、総計で105柱である。
- 令和2年度内に予定していた海外への派遣については、新型コロナウイルス感染症の影響により中止し、実施を令和3年度に延期することとした。

【参考：令和2年度遺骨収集実施状況】

地域名	派遣場所	派遣期間	収容柱数
日本	【沖縄県が実施】		
	沖縄		57（注1）
	【指定法人が実施】		
	硫黄島	7.29～8.12（15日間）	11
		9.22～10.7（16日間）	19
11.17～12.2（16日間）		16	
アメリカ	【厚生労働省が実施】		
	ハワイ州	11.21～11.27（7日間）	2（注2）
合計			105

（注1）現在、古墓由来の遺骨かどうかを確認中であるため暫定値である。そのため全体の合計にも変更が生じる可能性がある。

（注2）米国国防総省捕虜・行方不明者調査局が保管している遺骨を受領するために派遣したもの。

第4 戦没者の遺骨の身元特定のための鑑定及び伝達

- 収容した遺骨については、遺族にお渡しするために、原則として記名のある遺留品等、戦没者を特定する手掛かり情報がある場合に、全国12の大学に委託し、身元特定のためのDNA鑑定を行っている。
- 令和2年度は、212件の鑑定結果が得られ、そのうち26件について身元が判明した。身元が判明した遺骨のうち14柱と、令和元年度に身元が判明した遺骨7柱の計21柱を遺族にお渡しした。
- 遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定については、平成28年度から、沖縄県内の4地域で収容された遺骨について、平成29年7月からは、対象を県内の10地域で収容された遺骨に拡大し、試行的にDNA鑑定を実施している。
また、令和元年度以降は、沖縄県が未焼骨で保管している遺骨についても、DNA鑑定の対象とする等、上記の試行的な取組を拡充して対応している。
さらに、「戦没者の遺骨収集の推進に関する検討会議」の中間とりまとめも踏まえ、硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨についても、令和2年4月から、公募により、試行的に取組を実施している。
- 硫黄島及びキリバス共和国ギルバート諸島タラワ環礁で収容された遺骨についての試行的な取組の結果、令和2年8月及び9月には、キリバス共和国の戦没者遺骨計2柱について、ご遺族との間で身元が特定された。また、令和2年12月には、硫黄島の戦没者遺骨2柱について、ご遺族との間で身元が特定された。
この結果を踏まえ、遺留品等の手掛かり情報がない戦没者遺骨の身元特定のためのDNA鑑定について、地域を限定せずに公募により実施することとし、本年10月を目途に受付を開始することとした。
- 遺族が判明せずお渡しができなかった遺骨については、例年、5月に行われる千鳥ヶ淵戦没者墓苑拝礼式の開催に合わせて、千鳥ヶ淵戦没者墓苑に納骨しているが、令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、当該拝礼式を中止するとともに、遺骨の所属集団の判定を行うため、納骨を見送った。

第5 関係国の政府との協議等

- 戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な国については、厚生労働省が外務省等関係行政機関と連携し、関係国の政府と協議等を行った。
- 具体的には、過去にロシアにおいて収容した遺骨の一部が日本人の遺骨でない可能性があるとの指摘を受けたことを踏まえ、指摘を受けた埋葬地の遺骨の取扱いや、今後の遺骨収集事業の実施等に関し、令和2年度中にロシア政府と複数回協議を行った。これまでの協議においては、
 - ・ 今後も情報共有及び意見交換を継続して行う必要があること
 - ・ 旧ソ連地域における遺骨収集は、「捕虜収容所に収容されていた者に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定」（平成3年外務省告示第311号）に定められているとおり、人道的観点に立脚し、両国民間の真の相互理解及び相互信頼の強化を目指し、実施してきたものであり、今後とも継続して行う必要があることについて、ロシア政府と認識を共有している。

第6 遺骨収集等に係る予算額

- 遺骨収集等に係る予算額は、令和2年度は3,004百万円、令和3年度は2,764百万円である。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、令和2年度中に実施を見合わせた事業に係る予算の一部（390百万円）については、令和3年度予算への繰越を行っている。

第7 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発

- 戦没者の遺骨収集に関する普及啓発については、厚生労働省ホームページにおいて、定期的に戦没者の遺骨の収容状況を公表し、また遺骨収集に関するパンフレットを掲載するなど、広く国民に対して情報発信を行っている。

第8 関係行政機関との連携協力

1. 外務省との連携協力

- 第5に記載の、戦没者の遺骨収集事業を推進するために関係国の政府との協議等が必要な地域について、外務省の協力を得て、各国当局と協議等を行った。
また、戦没者の遺骨収集事業を実施するに当たり、海外での遺骨収集事業が円滑に進むよう、関係在外公館の支援を得た。

- 外務省との間では、平成25年7月に外務省が設置した「遺骨帰還タスクフォース」等を通じて協力体制を強化しており、関係する在外公館では、戦後処理関連業務担当者を当該タスクフォースの一員として指名している。

2. 防衛省との連携協力

- 硫黄島における戦没者の遺骨収集については、昭和43年以降、防衛省の支援を受け実施しており、遺骨収集団等の人員や収容された遺骨等の輸送支援、滑走路地区の掘削・遺骨収容のための技術的知見の提供等の支援を得た。

令和3年度における戦没者の遺骨収集事業実施計画

令和3年3月
厚生労働省

「戦没者遺骨収集推進戦略」に基づき、令和3年度における戦没者の遺骨収集事業の実施計画を以下のとおり定める。

1. 南方等戦闘地域

【現地調査】

- ミャンマー4班、マリアナ諸島7班、パラオ諸島4班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア7班、ビスマーク・ソロモン諸島6班、インド2班、フィリピン14班、インドネシア4班、その他地域9班の現地調査団を派遣し、海外資料調査により埋葬地と推定された地点及び戦友等から提供された情報に基づく埋葬地と推定される地点の現地調査を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	シャン州、マンダレー地域、マグウェイ地域、ラカイン州、バゴー地域西部	10月中旬 ～ 10月下旬
	チン州、モン州、バゴー地域東部	11月上旬 ～ 11月下旬
	カヤー州、カレン州、カチン州、ザガイン地域東部、マグウェイ地域北部	12月上旬 ～ 12月下旬
	ザガイン地域西部、カレン州、バゴー地域東部	3月上旬 ～ 3月下旬
マリアナ諸島	テニアン島	6月上旬 ～ 6月下旬
	グアム島	7月上旬 ～ 7月中旬
	サイパン島	8月中旬 ～ 8月下旬
	テニアン島	9月中旬 ～ 9月下旬
	グアム島	10月下旬 ～ 11月上旬
	サイパン島	2月上旬 ～ 2月中旬
	テニアン島	3月上旬 ～ 3月下旬

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島、コロール州	5月中旬 ~ 6月上旬
	ペリリュー島、アンガウル島	7月中旬 ~ 7月下旬
	ペリリュー島、アンガウル島、本島等	9月中旬 ~ 9月下旬
	ペリリュー島、アンガウル島、本島等	2月下旬 ~ 3月中旬
マーシャル諸島	クエゼリン環礁、ミレ環礁、マジェロ環礁等	8月頃
東部ニューギニア	東セピック州、サンダウン州	5月下旬 ~ 6月中旬
	東セピック州	6月下旬 ~ 7月中旬
	マダン州	7月中旬 ~ 8月上旬
	マダン州、オロ州	8月下旬 ~ 9月中旬
	モロベ州、オロ州	9月下旬 ~ 10月中旬
	モロベ州、ミルンベイ州	10月下旬 ~ 11月中旬
ビスマーク・ソロモン諸島	ミルンベイ州、オロ州、セントラル州	11月下旬 ~ 12月中旬
	ガダルカナル島等	5月下旬 ~ 6月上旬
	ブーゲンビル島タロキナ、ブイン、シワイ等	7月上旬 ~ 7月下旬
	ニューブリテン島西ニューブリテン州等	8月中旬 ~ 9月上旬
	ガダルカナル島等	10月中旬 ~ 11月上旬
	ピエズ島、マサマサ島等	11月中旬 ~ 12月上旬
インド	ブーゲンビル島シワイ、ニューブリテン島等	1月中旬 ~ 2月中旬
	マニプール州、ナガランド州等	9月上旬 ~ 9月中旬 11月中旬 ~ 11月下旬
フィリピン	ルソン島リサール州、タルラック州、バターン州、ヌエバエシハ州、パンガシナン州、ヌエバビスカヤ州、ベンゲット	8月上旬 ~ 8月中旬 8月上旬 ~ 8月中旬 9月上旬 ~ 9月中旬 9月上旬 ~ 9月中旬 10月上旬 ~ 10月中旬

	州、ラウニオン州、パン パンガ州、サンパレス 州、イサベラ州、カガヤ ン州、ケソン州、ラグナ 州、バタンガス州	10月上旬 ~ 10月中旬
		11月上旬 ~ 11月中旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
		12月上旬 ~ 12月中旬
		1月中旬 ~ 1月下旬
		1月中旬 ~ 1月下旬
		2月上旬 ~ 2月中旬
		2月上旬 ~ 2月中旬
		3月中旬 ~ 3月下旬
インドネシア	パプア州・スピオリ島	5月中旬 ~ 5月下旬
	パプア州・ジャヤプラ市	11月上旬 ~ 11月中旬
	西パプア州・マノクワ リ・ヤカチ	1月中旬 ~ 1月下旬
	パプア州・ビアク島	3月上旬 ~ 3月中旬
その他	バヌアツ、オーストラリ ア、北ボルネオ、モンゴ ル、鹿児島県西之表市喜 志鹿崎、米領パガン島、 ミクロネシア連邦、ギル バート諸島	5月下旬 ~ 3月頃

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、ミャンマー1班、マリアナ諸島1班、パラオ諸島1班、トラック諸島1班、マーシャル諸島1班、東部ニューギニア1班、ビスマーク・ソロモン諸島2班、インド1班、フィリピン2班、インドネシア2班、その他地域5班の遺骨収集団を派遣し、遺骨収集を行う。

予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ミャンマー	マンダレー地域、ザガ イン地域、チン州、シ ヤン州等	2月頃
マリアナ諸島	サイパン島、テナン 島等	11月頃

パラオ諸島	ペリリュー島、アンガウル島	11月下旬 ~ 12月中旬
トラック諸島	沈没艦船	10月頃
マーシャル諸島	ウォッセ環礁	6月頃
東部ニューギニア	モロベ州、マダン州、東セピック州、オロ州等	2月頃
ビスマーク・ソロモン諸島	ソロモン諸島（ガダルカナル島）	10月頃
	ビスマーク・ソロモン諸島（ブーゲンビル島等）	2月下旬 ~ 3月中旬
インド	マニプール州、ナガランド州等	3月頃
フィリピン	ルソン島等	11月頃
		3月頃
インドネシア	パプア州・スピオリ島	7月頃
		9月頃
その他	モンゴル、樺太・千島、バングラデシュ、鹿児島県西之表市喜志鹿崎	6月末頃 ~ 12月頃

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 現地調査を実施するにあたり相手国等との協議や調整を要する場所については、外務省と随時情報共有し、各地域の課題を整理し、協力して計画的に進める。
- なお、沖縄については、沖縄県に現地調査及び遺骨収集を委託して実施する。また、厚生労働省は大規模壕等であって沖縄県が実施することが困難な場合に現地調査及び遺骨収集を実施する。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

2. 旧ソ連等抑留中死亡者埋葬地

【現地調査】

- 現地調査団を4班派遣し、現地調査を行う。
 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	5月下旬 ~ 6月上旬
	イルクーツク州	6月下旬 ~ 7月上旬
	沿海地方	9月中旬 ~ 9月下旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	6月中旬 ~ 6月下旬

※ 1派遣あたり概ね5名程度で構成。

【遺骨収集】

- 既に所在を把握している埋葬地に加え、上記現地調査の結果を踏まえつつ、
 遺骨収集団を5班派遣し、遺骨収集を行う。
 予定している具体的な日程は以下のとおり。

実施地域	地域詳細	派遣日程
ロシア	ハバロフスク地方	7月下旬 ~ 8月上旬
		8月下旬 ~ 9月上旬
		8月下旬 ~ 9月上旬
	イルクーツク州	7月下旬 ~ 8月上旬
カザフスタン	東カザフスタン州、 カラガンダ州	8月中旬 ~ 8月下旬

※ 1派遣あたり概ね10名程度で構成。

- 名簿はあるが場所が不明な旧ソ連抑留中死亡者の埋葬地については、ロシア連邦政府等から情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 調査及び収集にあたっては、予算及び人員を最大限に活用し、可能な限り迅速に進める。

3. 情報のない未収容の遺骨

- 今次の大戦の交戦国が保有する情報については、概ね平成 29 年度までに資料を取得しているが、米国海軍設営隊資料館の保有する資料については、昨年 4 月に機密指定が解除されたことを踏まえ、外務省と協力し、資料の取得及び調査・分析を進める。
- 旧ソ連抑留中死亡者に関する情報の提供については、ロシア連邦政府及び同国地方政府に対して、申入れを行ってきたが、引き続き、これまでに提供されていない旧ソ連抑留中死亡者に関する情報を取得できるよう、外務省と協力し、様々な機会を通じて取組を進める。
- 現地住民等から寄せられる情報を効率的に収集するため、外務省の協力を得て現地調査員の適任者の確保に努める。
具体的には、ミャンマー、パラオ諸島、トラック諸島、東部ニューギニア、ビスマーク・ソロモン諸島、インド、フィリピン、インドネシア、マーシャル諸島、マリアナ諸島等において、適任者の選定及び調整を行う。
- なお、硫黄島については、「硫黄島に係る遺骨収集帰還推進に関する関係省庁会議」において決定する実施計画等に基づき、防衛省等関係省庁と協力して取組を進める。

4. 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨

- 相手国・地域の事情により収容困難な遺骨については、外務省と協力し、課題を整理した上で、必要な働きかけを行う。
具体的には、ウズベキスタンについて、令和元年 12 月の日・ウズベキスタン首脳会談における合意を踏まえ、これまでにロシア側より資料提供のあった 13 の埋葬地のうち、未整備と思われるものについての現地調査を開始できるよう協議を進めており、引き続き、必要な調整を行う。
中国については、これまでの同国との議論を踏まえつつ、協議の開始に向けた調整を行う。
なお、国交がない地域における戦没者の遺骨収集については、関係省庁と連携を図りつつ、協議状況等を踏まえて対応するものとする。

5. 沈没した艦船の遺骨

- 沈没した艦船の遺骨については、昨年夏にとりまとめた「沈没した艦船の遺骨収集についての基本的な考え方(令和2年8月厚生労働省社会・援護局)」に基づき、遺骨を目にする可能性のあるダイバーや、海中での業務を行う関係事業者との連携を進め、積極的な情報収集を行っている。

情報が寄せられた場合には、具体的なケースに即し、技術面・安全面の検討を行った上で、可能な場合に収容を実施することとする。

6. 戦没者遺骨の鑑定

- 戦没者遺骨の鑑定については、昨年5月にとりまとめた戦没者遺骨収集事業及び事業実施体制の抜本的な見直し方針に基づき、同年7月に、遺骨の科学的な鑑定や鑑定に関する研究等を行う「戦没者遺骨鑑定センター」を立ち上げたところであり、引き続き鑑定体制の充実に努めていく。

7. その他

- 新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響等により本計画の実施が困難となる事態が生じた場合には、状況及び課題を分析した上で、「戦没者遺骨収集推進戦略」の推進の観点から必要な対応をとる。